2026年 10月 19日

Ver.1.23.03

更新プログラム提供のご案内

お客様　各位

Galileopt NX-Plusにつきまして、以下の内容に対応した更新プログラムを提供いたします。
お客様におかれましては、当案内をご確認いただき、更新プログラムの適用をお願いいたします。

＜主な対応内容＞

・給与大将 令和8年分各種申告書印刷対応（改正1次対応）

1．システムの対応内容について

対応内容は次のとおりです。

【Galileopt NX-Plus 給与大将】

- 令和8年分各種申告書印刷対応（改正1次対応）
  - 「令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の様式改訂に伴う印刷に対応しました。
  - 「令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書」の印刷に対応しました。
  - 「令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式改訂に伴う印刷に対応しました。
  - 改正・改良等の詳細については、「令和8年分 給与大将「各種申告書印刷対応」（改正1次対応）について」を参照してください。

2．更新プログラムの適用方法

（1）バージョンアップの方法につきましては、「差分更新ツール操作マニュアル」を参照してください。
（2）バージョンアップを行う前に、必ずデータをバックアップしてください。
（3）本プログラムの適用中はGalileopt NX-Plusの運用をすべて停止していただく必要があります。
（4）Galileopt NX-Plus Ver.1.23.02が適用されている環境に対して本プログラムを適用した場合、クライアントおよびWebクライアントのセットアップは不要です。
※ Galileopt NX-Plus Ver.1.23以降の各バージョンからバージョンアップを行った際のクライアントセットアップおよびWebクライアントセットアップの有無につきましては、こちらを参照してください。

3．改正更新プログラムのご提供について

今回、ご提供するプログラムには、通常差分プログラムとは別に「改正更新プログラム 令和8年10月版（Ver.1.23）」があります。「改正更新プログラム」は、改正システムのご利用のみ停止すること

でバージョンアップが可能になります。会員サイト（GOODWILL PLUS）からダウンロードのうえ、ご利用ください。

＜注意点＞
「改正更新プログラム」は次の機能の対応が含まれません。
・サーバー一括計算（会社基本情報登録-給与情報の「一括計算方法」が「1：サーバー」での運用）
・支給明細書メール配信
・Edge Trackerとの連携

上記の機能をご利用の場合は、改正更新プログラムは適用せずに通常差分プログラムを適用してください。

4. 改正更新プログラムを適用する場合

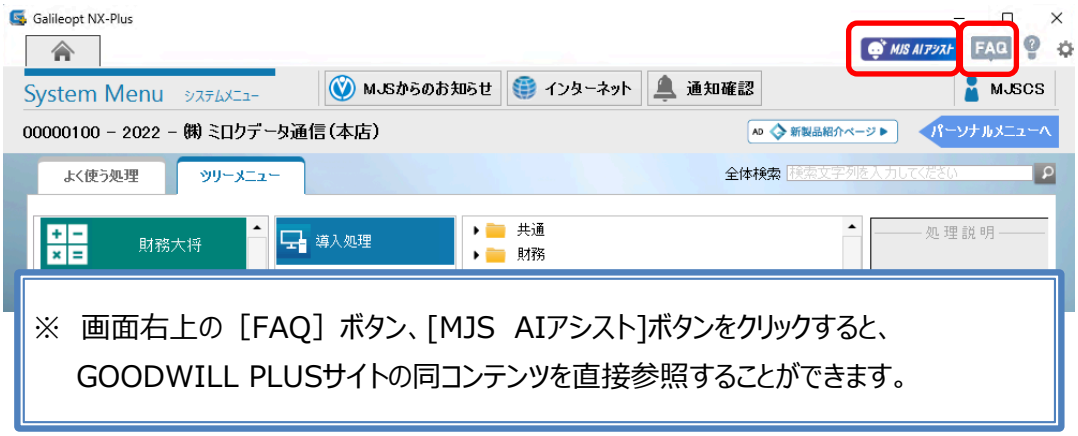
（1）バージョンアップの方法につきましては、「改正更新ツール操作マニュアル」を参照してください。
（2）バージョンアップを行う前に、必ずデータをバックアップしてください。
（3）バージョンアップにあたっては、Galileopt NX-Plus 給与大将の運用を停止していただく必要があります。
（4）本プログラムは以前にインストールした差分プログラムの適用状況にかかわらずバージョンアップが可能です。
（5）本プログラムを適用した場合、適用元のバージョンに関わらずクライアントおよびWebクライアントのセットアップは不要です。

5. システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」または「MJS AIアシスト」をご利用になれます。

【GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」「MJS AIアシスト」について】
GOODWILL PLUSサイトの「よくあるお問い合わせ」「MJS AIアシスト」は以下の方法で参照いただけます。

▼［Galileopt NX-Plusホームウィンドウ］



※ 画面右上の［FAQ］ボタン、[MJS AIアシスト]ボタンをクリックすると、
GOODWILL PLUSサイトの同コンテンツを直接参照することができます。

「MJS AIアシスト」とは株式会社 ミロク情報サービスが提供する製品について知りたいことを質問形式で入力することで、生成AIが回答を提示するチャット型サポートサービスです。「MJS

AIアシスト」では、「よくあるお問い合わせ」「操作マニュアル」「カスタマーサービスセンターに蓄積されたナレッジ」をもとにAIが生成した回答を表示します。「MJS AIアシスト」は無料でお使いいただけます。
「MJS AIアシスト」の使用方法については、GOODWILL PLUSサイトの「よくあるお問い合わせ」のFAQ番号：12629を参照してください。

6. 申告書類を提出する際の注意事項

（1）システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認のうえ、送信してください。

（2）当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。

（3）税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。

（4）税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布または送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合のうえ、提出をお願いいたします。

（5）白紙印刷での申告書類等の提出は、あらかじめ提出先（税務署等）にご確認のうえでお願いいたします。

（6）国税局ごとに様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。

（7）プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

7. その他のご注意

システム使用上の注意事項については、以下のとおりです。

（1） システム全般（インストール等）のお問い合わせは、「ソフトウェア運用支援サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。

（2）操作説明の詳細については、ヘルプ機能および各システムの操作マニュアルをご覧ください。

（3）プログラムインストール後、データはすべて本プログラム専用となります。以前のバージョンのプログラムでは使用できなくなりますのでご注意ください。

以上